

**理学療法士等修学資金 各種手続一覧（既卒者用）**  
**（福島県内で理学療法士等として従事中の者）**

事由	摘要	提出書類
○住所を変更した場合	届出	○福島県修学資金関係届出書
○改姓した場合	届出	○福島県修学資金関係届出書 ○改姓が分かる書類（住民票、戸籍抄本など）
○連帯保証人の氏名、住所、職業又は勤務先に変更があった場合	届出	○福島県修学資金関係届出書
○連帯保証人を変更しようとする場合 （連帯保証人の死亡も含む。）	申請	○連帯保証人変更承認申請書 （※1人は親族、1人は独立の生計を営み、かつ修学資金の返還債務を負える程度の資力を有している成年者とするこ と。） ○新たな連帯保証人の本人確認書類（運転免許証の写し、住 民票 など）
○従事先を退職した場合	届出	○福島県修学資金関係届出書 ○退職した従事先の勤務証明書 <b>※次の従事先との間に長期間空けないこと。長期間空く場 合、返還となることがあります。</b>
○新しい従事先が決まった場合	届出 申請	○福島県修学資金関係届出書 ○業務従事届 ○理学療法士等修学資金返還猶予申請書（様式第8号）
○福島県内の従事先を退職し、県外 に行くことが決まった場合 ○今後、理学療法士等として従事し ない場合	返還	○理学療法士等修学資金返還明細書（様式第5号） ○理学療法士等修学資金繰上返還申出書(希望する場合) ○退職した従事先の勤務証明書 ↓※福島県内で三年以上理学療法士等の業務に従事した 場合は、債務の一部の返還を免除できます。 ○理学療法士等修学資金返還債務免除申請書（様式第7号）
○休職したとき （心身の故障など） ○各種休暇を取得した場合（産前産 後休暇、育児休業など。）	届出 申請	～職場を休職したとき、休暇を取得したとき～ ○福島県修学資金関係届出書 ○各種休職や休暇を証する書類（※有る場合のみ。） ～職場復帰後～ ○福島県修学資金関係届出書 ○理学療法士等修学資金返還猶予申請書（様式第8号）  ※産前産後休暇、育児休業を取得した場合は、職場復帰後に 産前産後休暇・育児休業証明書を提出すること。また、育児 休業を取得した場合は、当初の返還猶予の終期日に育児休暇 の取得期間を足した期間で返還猶予申請書を作成し、提出す ること。（産前産後休暇のみの取得の場合は、返還猶予申請 書の提出は不要。）  ※心身の故障による休職の場合は、原則として最長で1年間 を上限とし、それ以上休職する場合は返還とします。職場復 帰後は、当初の返還猶予の終期日に休職期間を足した期間で 返還猶予申請書を作成し、職場復帰を証する書類を添付のう え提出すること。